

武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議幹事会（第1回）

議事次第

令和6年11月18日（月）
16時00分～16時30分
内閣府別館9階会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議幹事会の開催について
- （2）特定臨時避難施設の整備について
- （3）緊急一時避難施設の指定促進等（地下施設の一層の確保及び地下利用促進を含む）について
- （4）緊急一時避難施設の充実も含めた在り方の検討について

3. 閉 会

（配付資料）

- 資料1 武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について
- 資料2 特定臨時避難施設の整備について
- 資料3－1 避難施設の指定等について
- 資料3－2 地下施設の実態調査（案）について
- 資料4 緊急一時避難施設の実態調査（案）について

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る関係府省連絡会議幹事会の構成員の
官職の指定について

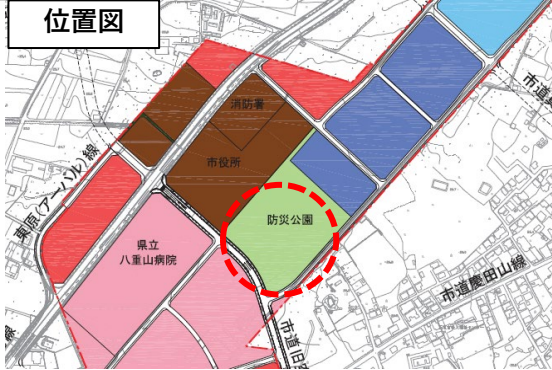
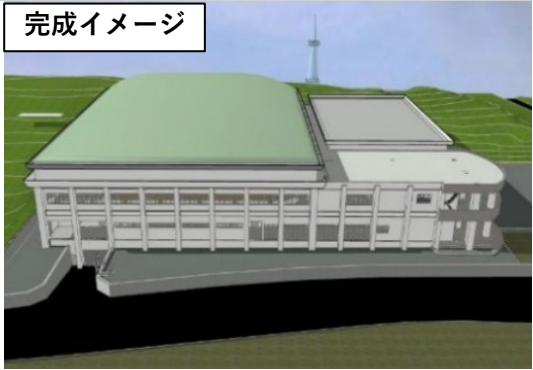
令和 6 年 11 月 18 日
武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る関係府省連絡会議議長決定

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る関係府省連絡会議の開催について
(令和6年7月31日関係府省申合せ)第3項の規定に基づき、武力攻撃を想定した避難施設(シ
ェルター)の確保に係る関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただ
し、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議	長	内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)
構	成	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官
員		内閣府地方創生推進事務局参事官
		消防庁国民保護・防災部参事官
		文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)
		経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課長
		国土交通省大臣官房危機管理官
		国土交通省都市局都市安全課長
		国土交通省鉄道局総務課危機管理室長
		防衛省地方協力局地域社会協力総括課長
オブザーバー		内閣官房国土強靱化推進室参事官

特定臨時避難施設の整備について

資料2

	与那国町	石垣市	宮古島市
想定施設	・新たに整備する与那国町複合庁舎の地下駐車場又は会議室を特定臨時避難施設として活用	・新たに整備する防災公園の地下駐車場を特定臨時避難施設として活用	・新たに整備する体育館の地下駐車場を特定臨時避難施設として活用
補助制度	・複合庁舎の整備については、民生安定助成事業 ・特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中 ・特定臨時避難施設の整備の助成に要する経費について、防衛省がR7年度概算要求	・公園の整備については、民生安定助成事業 ・特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中 ・特定臨時避難施設の整備の助成に要する経費について、防衛省がR7年度概算要求	・体育館の整備については、民生安定助成事業 ・特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中 ・特定臨時避難施設の整備の助成に要する経費について、防衛省がR7年度概算要求
参考イメージ	現況写真 	位置図 	完成イメージ 
進捗	令和6年9月、町は特定臨時避難施設(内閣官房が設計支援)を含む複合庁舎の設計業務の契約を締結。	令和6年度、市は特定臨時避難施設(内閣官房が設計支援)の設計業務を契約予定。 ※公園の基本設計は完了済。	令和6年度、市は特定臨時避難施設(内閣官房が設計支援)を含む体育館の設計業務を契約予定。

避難施設の指定等について

資料3-1

緊急一時避難施設については、令和6年4月1日現在、47都道府県の合計で、58,589施設(うち地下施設は3,926施設)が指定済みであり、機械的に計算すると、人口カバー率139.7%(昨年度比16.2ポイントの増)(地下施設の人口カバー率は4.7%(昨年度比0.4ポイントの増))。

注1 人口は令和2年国勢調査人口

注2 一人あたり0.825㎡を占めると仮定して計算した緊急一時避難施設の想定収容人数を人口で割ったもの
 =(緊急一時避難施設の面積の合計÷0.825)÷人口計

施設区分	施設数 (令和6年4月1日現在)	定義等
避難施設	100,116※1	住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設
屋内避難施設	78,934※2	避難所、緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設
避難所	71,538	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、 長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	58,589	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
地下施設	3,926	
特定臨時避難施設 ※新設	—	武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅ろうな避難施設（先島諸島の5市町村（与那国町、竹富町、石垣市、多良間村及び宮古島市）で整備予定）
屋外避難施設	62,056	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

※1 屋内避難施設と屋外避難施設のいずれにも該当する施設が存在するため、これらの合計値と避難施設数は一致しない。

※2 避難所と緊急一時避難施設のいずれにも該当する施設が存在するため、これらの合計値と屋内避難施設数は一致しない。

武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方（R6年3月）及び骨太の方針2024（R6年6月）を踏まえ、緊急一時避難施設の指定促進等に関連して、地下施設の一層の確保の観点から、全国の地下施設の状況を把握する。

- ・内閣官房（事態室）、消防庁、国交省、文科省、経産省等が連携し、緊急一時避難施設に未指定の地下施設の数及び面積に関して、全市町村に対して調査
- ・国交省、文科省、経産省等は、所管分野の施設管理者を総括する関係団体に対して、地下施設の実態調査への協力を依頼する通知を发出

○武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方（R6年3月）（抜粋）

「緊急一時避難施設について、政治経済の中核を含む都市部及び重点取組分野の施設（地下施設（地下駅舎、地下街）等）におけるより一層の指定促進」

○骨太の方針2024（R6年6月）（抜粋）

「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）について、地下施設の一層の確保を始め、取組を推進する」

○調査対象施設

緊急一時避難施設に指定されていない、次の公共施設等及び民間施設（地下施設に限る）

- ・地下駅舎
- ・地下街
- ・地下道
- ・地下駐車場等
- ・小・中学校
- ・高等学校
- ・大学
- ・体育施設
- ・庁舎
- ・大規模商業施設
- ・ホテル・旅館等宿泊施設

武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方（R6年3月）及び骨太の方針2024（R6年6月）を踏まえ、緊急一時避難施設の充実も含めた在り方を検討するため、現行の緊急一時避難施設の備蓄や設備の状況及び地下施設の構造を調査する。

・内閣官房、内閣府及び消防庁が、共同で、下記のとおり、関係市町村に対して調査項目を調査

○武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方（R6年3月）（抜粋）

「緊急一時避難施設の実態を調査した上で、地域の実情に応じて、緊急一時避難施設の充実も含めてその在り方を検討」

○骨太の方針2024（R6年6月）（抜粋）

「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）について、地下施設の一層の確保を始め、取組を推進する」

○主な調査項目

①備蓄や設備の調査

- （A）備蓄（主食類、飲料水）
- （B）非常用電源
- （C）断水時のトイレ対策、エアコン等、簡易ベッド

②地下施設の構造の調査

- （D）開口部
- （E）地階の天井のスラブ（コンクリート）厚
- （F）地上への出入口